

江戸東京たてももの園における撮影条件

1. 撮影可能場所

江戸東京たてももの園(以下「園」という。)の敷地内とします。但し、建物の中は原則として不可とします。

2. 撮影可能日

休園日(毎週月曜日、月曜日が祝日又は振替休日の場合はその翌日)。但し、年末年始は除きます。

3. 撮影時間

午前9時から午後5時45分までとします。

4. 撮影使用条件

- (1)「撮影協力:江戸東京たてももの園」等のクレジット表記をすること。
- (2)施設及び設備等を破損した場合は弁償すること(原則として保険に加入)。
- (3)撮影場所は、撮影による破損等を防ぐため、当園職員の立会いのもと、事前に養生するとともに撮影後は原状回復すること。
- (4)撮影に要する電源は、バッテリー等の機材を使用者側で用意すること。
- (5)喫煙及び飲食は指定された場所で行うこと。
- (6)撮影にあたり、所有権・著作権等法令上の問題が生じた場合は、すべて使用者が責任を負うこと。
- (7)撮影に伴う成果物を当園に寄贈すること。
- (8)緊急事態発生時及びその他撮影に関する事項については、当園職員の指示に従うこと。
- (9)撮影等により生じたゴミ等は持ち帰ること。

5. 安全の確保

撮影申請者は、撮影の時間及び人数等により、安全を確保する要員を配置するものとします。配置に関する事項については園が別に定めるところによります。

6. 申込方法

- (1)申込みの前に、撮影の企画・内容等について、園の担当部署にご相談ください。
- (2)原則として撮影希望日の2週間前までに、撮影に係る企画書、台本、使用場所等の資料を添付の上、「江戸東京たてももの園における撮影申込書」を園の担当部署に提出し、承認を受けてください。

7. 撮影の不承認

次の事項のいずれかに該当する場合は撮影を承認しません。

- (1)公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2)集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認められるとき。
- (3)園の業務に支障を来すおそれがあると認められるとき。
- (4)火気の使用、ガソリン等の危険物を使用するおそれが認められるとき。
- (5)施設、設備、樹木、展示品、備品等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (6)その他撮影を許可することが適当でないと認められるとき。

8. 撮影料金

- (1)撮影承認を受けた場合は、撮影開始日までに撮影料金を支払うものとします。
- (2)撮影料金は、荷物の搬入搬出にかかる時間を含め1時間当たり次のとおりです。
スチール撮影 25,000円(税別)
映像(ムービー)制作 50,000円(税別)
- (3)支払いのあった撮影料金は、申請者側の事情により撮影を取り消す場合や撮影承認が取り消された場合、または撮影を中止する場合、原則として返金いたしません。
- (4)天候等の事情により撮影日を変更した場合は、当該撮影料金を変更後の撮影日の撮影料金に振り替えることができるものとします。
- (5)期日までに撮影料金の支払いが確認できない場合は、撮影承認を取り消すことがあります。

9. 撮影の中止

撮影承認後であっても、撮影申請者が「4. 撮影使用条件」及び「7. 撮影の不承認」事項に違反していると判明した場合、撮影承認の取消または撮影の中止を命じる場合があります。